昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成22年7月15日発行第403号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

7
2010

男鹿川（中三依）

Index

1 貢献
2 業務特集 相続業務について
5 栃木県行政書士会カレンダー（8月）
6 日行連だより・他会の動きダイジェスト
7 業務連絡
9 支局かわら版（芳賀）
10 おじゃましま～す！
11 支局情報（那須）・交差点
12 木もれび・60周年記念誌コメント募集
13 アドちゃんの談話室
14 頒布品販売の変更について
15 研修会のお知らせ
17 日行連総会開催・第2回理事会
18 総務大臣表彰受賞
関地協会長会・第2回幹事会
19 新聞名簿広告掲載募集
20 会員の動き

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

広報部長　関 比佐江

「貢献」という言葉はおこがましく聞こえ、ちょっと身構えてしまいそうですが、手持ちの広辞苑で調べたところ「力を尽くすこと」とありました。そういう意味において広報部長としてこの１年間を振り返りながら、貢献とは何か、どうあるべきかを考えてみました。

広報部の役割で最大の時間を占めているのが、当「行政とちぎ」の発行です。当会ホームページの電子会議室やFAX・郵送などにより、担当役員・担当支局長・会員の投稿者から寄せられた原稿をまとめているわけですが、校正の読み合わせなどでは皆様からの文章に大いに感心させられるとともに、深い感謝の念を以て接しております。読者によって興味のある項目は様々であると思いますが、諸先輩から伝統的に引き継がれた構成は多岐にわたり、それぞれの期待をある程度満たす内容ではないかと思われます。

というのも、昨年開催された全国広報部担当者会議に出席させていただいた折に入手した各県会のデータを分析したところ、広報誌のみにとどまらず、会のカレンダーや成年後見制度支援開始記念講演会行事・ホームページの運用など、栃木会は他会の要望欄に記載されていることがすでに実現化していることに気づかされました。これらを担当するものとして改めて誇りに思いますと共に、常に皆様方の声に耳を傾け、より良い紙面づくりを目指したいと思います。

この広報誌が読者のもとに届くまでに、多くの執筆者が私的な時間を割いて試行錯誤されている姿を思い浮かべる時、これが「貢献」でなくして何であると言えるでしょうか。大切なデータや資料を提供して下さる会員の方々の貢献によって支えられていると思えばこそ、広報部員も力を尽くさなければなりません。

表紙写真については「栃木の自然」をテーマとしていますが、狭いようで広い栃木県内を平均的にご紹介するのは大変難しいことです。私のできる範囲での掲載にご容赦いただきたく思っております。

広報の仕方も時代の流れに合わせ、昨年に引き続き大きな目標の一つにメディアの活用を掲げており、10月の行政書士広報月間に向けて準備を進めているところですが、会員皆様のご理解とご協力がなければ実現は不可能ですので是非一人でも多くの会員のお力添えをと願っております。（本誌募集要項をご覧下さい。）

また、身近で新たな広告方法を検討し、栃木県行政書士会が社会により一層貢献できますよう広報部一丸となって力を尽くして参ります。

業務特集　相続業務について

専門業務指導員
岡井　正樹

行政書士の相談業務について私が考えていること、及び、実際にどのように業務を行っているかについてお話したいと思います。

1. 相続に関する行政書士の職域

行政書士として相続業務を行うとき、私が一番重要視しているのは､他士業の先生との連携です。相続の業務は次の４つに分けられると思います。

①相続人の調査
②相続財産の調査
③遺産分割協議
④相続手続の実行

の４つです。

この流れの中で、①に関し、未成年者がいるとか、行方不明者がいるとか、相続人間で激しい争いがある等、特別な事情がある場合、弁護士の先生の協力が必要になる事があります。

また、②に関し、相続財産が明らかに非課税の範囲を超えてしまうような時は、相続税の申告が必要になり、当然税理士の先生の協力が必要になります。

さらに、④に関し、不動産の移転手続等は、司法書士の先生にお願いすることになります。

ですから、行政書士が業務を行うに当たり信頼できる他士業の先生と協力関係を作ることが極めて重要であると私は思います。何かわからない事があったら気軽に聞けるような関係にまでなれると心強いと思います。

このように考えると、行政書士の相続業務は他士業の先生が行う業務以外はすべてという事になります。どこまでが行政書士の業務かという問題は相続手続以外でも議論されますが、様々な分野の専門家の人々と友好的な協力関係が築ければ解決できるものと信じております。

2. 具体的な相続手続の流れ

私が相続手続の依頼を受けた場合、どのようにお客様に接するかについてお話したいと思います。

まず、私から依頼人の自宅を訪問します。不動産の手続等が予想されるため、現場を見ることが必要です。

さらに、相続権のある方はなるべく多く呼んでおくようにお願いします。一部の相続人のための代理人にならないように、公平に説明を聞いてもらうためです。全員がそろったら、資料①を全員に配り､相続手続の流れ､相続財産の調査の仕方、相続人全員の権利、義務、分割協議の仕方等の説明等を行い､全員の理解が得られるようにします。ここでは皆様の信頼を得ることが重要になります。自信を持って対応することが大切です。

次に、資料②を使い、手続に必要な書類の収集等について依頼人が行う作業と、行政書士が行う作業の分担を行います。さらに、手続の費用の説明も行い、できる範囲で見積も行います。この２つの作業はとても重要でここでしっかりと理解してもらわないと後にトラブルの原因となります。何度でも説明し、最後に必ず確認するようにしております。

書類等の収集が終わり、分割協議も完了したら「相続証明書」という形で、戸籍関係書類や分割協議書を一冊の書類としてまとめます。相続証明書が完成したら、これに基づき各種の手続を行います。税務関係は税理士へ、登記関係は司法書士へ依頼します。その他の手続は行政書士が行います。すべての手続きが終了すれば、業務はすべて完了したことになります。

3. 費用の清算について

費用の請求に関しては、私の場合、次の手順で行っています。

①見積額の提示
②手続期間の提示
③着手金の請求
④中間金及び税金、手数料の請求
⑤書類引き渡し及び清算

費用をいただくまでが仕事ですので、トラブルのないように心がけております。相続手続は費用もかかり、時間がかかる場合がありますので、依頼人に事前によく説明しておくことが重要です。さらにお互いの負担が少なくなるよう、分割請求をするとよいと思います。

以上、まとまりのない文章となりましたが、何かの参考になれば幸いです。

資料①　ご葬儀～相続までの流れ

おおまかではありますが、簡単に葬儀～相続までの流れとなります。
手続如何によっては多少前後することもありますが、ご参考になさって下さい。

０日目　**被相続人の死亡（相続開始）**

関係者への連絡、葬儀の準備
葬儀社への連絡

↓

ご葬儀の準備

ご遺体の安置・枕飾り
葬儀社との打合せ
１日目　役所への届出
死亡診断書に基づく死亡届の提出
火葬と埋葬許可

↓

納棺・通夜

葬儀告別式の打合せ
２日目　出棺・弔電の準備
火葬場に行かれる方々の人数の確認

↓

告別式

３日目　↓　血縁の濃い順からの焼香・参列

出棺・火葬場

↓　焼香・骨上げ

葬儀後

ご葬儀費用の領収書等の整理・保管
（後日、相続などで必要となります）
被相続人死亡までの収支の領収書などの保管
（後日、準確定申告などで必要となります）

↓

初七日法要・精進落とし

※火葬当日に繰り上げて行うことが多くなってきています。
仏壇・仏具・お位牌の手配
遺品の整理・形見分け
遺言書の有無の確認
※遺言書があった場合、家庭裁判所での開封及び検認が必要となりますので、開封しないようにお願いいたします。
1か月頃　香典返し
※三十五日法要の頃に行われます。
香典返しは葬儀費用には含まれませんので、ご注意下さい。

↓

49日頃　**四十九日忌法要**

遺産と債務の概要の把握
相続の放棄をするかどうかの決定
2か月頃　相続人の確認
被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本を取り寄せる

↓

相続の放棄又は限定承認

※被相続人死亡から３カ月以内に家庭裁判所に申述しなくてはなりません。
3か月頃　※遺産分割協議や単純承認の場合には必要ありません。

↓

所得税の申告と納付

準確定申告
…被相続人の死亡から４カ月以内
4か月頃　※被相続人の死亡日までの所得を税務署に申告
遺産と債務の調査
遺産の評価・鑑定（相続税評価額、時価）
※この頃までに「どのような遺産があるか？」「誰に」「何を」相続させるか？などを決めておいて下さい。

↓

遺産分割協議書の作成

9か月頃　相続人が２人以上の場合、遺産分割協議書がないと、名義の変更・相続税などに不都合がでてきます。

↓

遺産の名義変更の手続

不動産・預貯金・有価証券・自動車等

1年後頃　**相続税の申告書の作成**

納税資金の準備・延納又は物納にするか検討

相続税の申告と納付

※被相続人の死亡から10カ月以内
被相続人の死亡時の住所地の税務署に申告・納税
（延納・物納の申請も同様）

↓

税務調査

その他法要　一周忌　三回忌　七回忌　十三回忌

資料②　各種お手続に必要な公的書類等

故人			
各市町村役場でとれるもの			
住民票　生前・登記時のご住所の証明			
	住民票の除票	亡くなって４～５年以内の場合	
	不在住証明	住民票の除票が取れない時	
戸籍　生まれてから亡くなるまで			
	除籍謄本		
	改製原戸籍謄本	戸籍様式の改製により新様式に書き替えた場合、書き替えた従前の戸籍のこと	
財産の評価証明			
	固定資産評価証明書	故人所有の土地・家屋の証明書と評価額のため	
法務局	土地などの登記簿謄本	故人所有の土地・家屋の証明のため	
ご自宅などにあるもの			
	死亡診断書（写し）	または死亡届記載事項証明書	
	生命保険の証書		
	自動車検査票		
	年金手帳		
	土地などの権利書		

相続人　基本的に全員分と考えてください		相続人１	相続人２	相続人３
各市町村役場でとれるもの				
	住民票　（全員が望ましいです）			
	戸籍謄本　場合によっては原戸籍			
	印鑑証明			
	印鑑			
	身分証明書のコピー			

栃木県行政書士会カレンダー（８月）

日		予　定	時　間	主　催
3	火	総務部会	9:30～	総務部
		県警との連絡協議会（於：アーバン下野）	13:30～	総務部
6	金	登録説明会	10:00～	総務部
7	土	ＯＳＳ研修会（於：総合コミュニティセンター）	13:30～	業務開発部
8	日	無料相談会（於：イオンＳ／Ｃ　那須塩原店）	10:00～15:00	那須支部
9	月	行政書士無料相談会 （於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
		業務開発部会	13:30～	業務開発部
10	火	編集会議	13:30～	広報部
11	水	ＴＩＡ相談会	10:00～	総務部
		成年後見制度研究会	13:30～	総務部
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利支部
14	土	事務局夏期休暇		
15	日			
16	月			
16	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
17	火	新入会員オリエンテーション	10:00～	総務部
		行政書士基礎講座（会計記帳業務）	13:30～	財務経理部
18	水	行政書士専門相談（於：小山市役所）　※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
20	金	宇都宮支部入管業務研修会（於：会館会議室）	13:30～15:30	宇都宮支部
24	火	登録説明会	10:00～	総務部
		宇都宮資産税税務研究会研修会（於：とちぎ福祉プラザ）	13:30～15:30	宇都宮支部
27	金	ＡＤＲ法務研修　家族法分野研修①	13:30～17:00	業務開発部
28	土	ＡＤＲ調停人養成 PG 基礎編第３回	10:00～17:00	業務開発部
29	日	無料相談会（於：東武　大田原店）	10:00～15:00	那須支部
30	月	情報システム課訪問	11:00～	ICT 特別委員会
		登記事項証明書オンライン請求研修会	13:30～	
		ＩＣＴ特別委員会	16:00～	

宇都宮支部研修会のお知らせ

入管業務研修
「在留資格・期間更新申請について」

講　師：鈴木 宏昌（宇都宮支部）
日　時：８月２０日（金）13:30～15:30
場　所：栃木県行政書士会館　２Ｆ会議室

他支部の方も参加できます！

詳細及び申込みは宇都宮支部ホームページをご覧ください。

http://www.gt9.or.jp/gyosei/utsunomiya

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
270	H22. 6. 3	ADR 事業推進等に関するアンケートについて（協力依頼）	
277	H22. 6. 3	「改正エネルギーの合理化に関する法律（改正省エネ法）」について	
281	H22. 6. 3	常任理事会の議事録について	
290	H22. 6. 3	電子申請に関するアンケート結果について	
308	H22. 6. 9	宮崎県口蹄疫被害に対する義援金のお願いについて	
313	H22. 6. 9	理事会議事録の送付について	
事務連絡	H22. 6. 9	日行連定時総会に伴う質問書の提出期限について	
314	H22. 6. 9	平成 22 年度総務大臣表彰受賞者の決定について	
317	H22. 6. 11	法務省入国管理局からの電子届出システムの利用見込み調査に関するアンケート調査協力依頼について	
322	H22. 6. 11	本年度研修事業の概要と留意点について	
325	H22. 6. 11	入管業務に関するアンケートについて	
334	H22. 6. 15	行政書士による旅券発給申請書類の代理申請について	
330	H22. 6. 15	平成 22 年度に実施を予定するインターネットを用いた研修システムによる研修について	
299	H22. 6. 17	日行連中央研修所が開催する行政法特別研修について	
345	H22. 6. 24	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」及び「一括利用」の新規利用希望会員取りまとめについて（お願い）	
355	H22. 6. 24	平成 22 年度定時総会の議事結果について	
360	H22. 6. 24	一般社団法人設立に関する資料の送付について	
354	H22. 6. 24	平成 22 年度定時総会質問書及び各種名簿等の送付について	
事務連絡	H22. 6. 25	中央建設業審議会総会の資料提供について	
367	H22. 6. 30	不正商品対策協議会会報の送付について	
385	H22. 6. 30	ＡＤＲ模擬調停の実施について	

他会の動きダイジェスト

・東京都行政書士会合同相談センター（市民相談センター、成年後見センター、行政書士ＡＤＲセンター東京）が移転オープン	東京会
・「京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター」が法務大臣認証を取得	京都会

犯罪被害財産支給開始決定公告の周知について　～日行連より～

日行連より標記の件につき案内がありました。
犯罪被害財産支給手続は、法定代理人及び弁護士のみが代理できる手続ですので、ご注意下さい。
〇詳細につきましては、栃木県行政書士会会員専用ページのトピックスに資料が掲載されておりますので、そちらをご覧下さい。

行政書士による旅券発給申請書類の代理申請について　～日行連より～

標記の件について、外務省領事局旅券課より下記のとおり、事務連絡がありました。
旅券発給申請については代理申請が認められておりますが、本人の出頭回数を軽減する代わりに、代理人に申請者の本人確認や申請内容を十分に把握することなどを課しています。また、虚偽申請等が判明した場合には、申請者だけでなく代理人も罰則の対象とされています。
しかし、近年、当該申請手続きについて、インターネットを通じた業務依頼や郵送等による書類の受け渡しなど対面以外の方法による代理申請業務の受託を謳ったホームページが多く見られることから、あらためて本人確認等の徹底について外務省より要請を受けたものです。
各単位会におかれましては所属会員に周知いただきますとともに、なりすまし等の不正な旅券取得に巻き込まれることがないよう、適正な業務遂行についてご指導いただけますようよろしくお願いいたします。

記

１ 代理提出を認める場合の法令上の要件
旅券発給申請にあたり申請者本人が出頭せず，第三者に申請書の提出を依頼する場合，代理提出を行うことができるのは次の（1）～（3）のいずれにも該当する方に限られます。
（1）申請の内容を知り（十分把握）し，都道府県知事（旅券事務所）等の指示を確実に申請者に伝達することができる者（旅券法施行規則第3条第3項）
（2）当該申請前5年以内に旅券の発給を受けるに当たって不正行為を行っていない者（旅券法施行規則第3条第4項）
（3）代理提出する申請書の申請者の所持人自署及び申請者署名は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認していて，その旨誓約できる者（一般旅券発給申請書裏面の旅券法施行規則別記第3号様式の申請書類等提出委任申出書の誓約内容）
２ 代理提出を行う際の留意点
そもそも，旅券発給申請は，旅券の不正取得防止の必要上，本人出頭が原則ですが，申請及び交付時の二度にわたり旅券事務所の窓口時間内に出頭することが困難な申請者への便宜を図ることを目的として，申請時については，第三者による申請書類の提出（代理提出）を可能としたものです。代理提出を引き受ける場合においては，次の点に留意してください。
（1）代理提出者は，代理提出を引き受けるに当たり，上記１の（1）及び（3）により，申請書の申請者の所持人自署及び申請者署名は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認する等申請者の本人確認を適正に行った上で申請内容を十分把握しておく必要があります。特に，旅券法が前提としている申請時の本人出頭は，なりすましや虚偽による申請を防止する上で非常に重要であり，代理提出においてもその制度趣旨は堅持されますので，申請者本人でない者を通じたり郵送等により，本人確認を十分に行わないまま代理提出を引き受けることは，厳に行わないようお願いいたします。
都道府県旅券事務所において，代理提出者が申請者の本人確認を行っていないとの疑義があると判断される場合には，申請が受け付けられない場合があります。また、代理提出を通じて旅券申請がなされ、それがなりすまし等による虚偽申請であった場合、代理提出者も罰せられる可能性がありますのでご注

意願います。
（2）上記と併せて，申請書の内容　（代理提出者が知っておくべき内容には，申請者の刑罰等関係や過去の旅券発給歴等も含まれます。）　につき十分把握していない場合や，旅券事務所からの指示を申請者に的確に伝えられないと判断される場合についても，旅券発給申請が受け付けられない場合がありますのでご注意ください。
　引き続き旅券行政に関するご理解とご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。
【担当者連絡先】
　外務省領事局旅券課総務班（浜田）TEL：03-5501-8167　FAX：03-5501-8166

「改正エネルギーの合理化に関する法律（改正省エネ法）」について
～日行連より～

　平成２２年４月１日付けにおいて「改正エネルギーの使用の合理化に関する法律（改正省エネ法）」が施行されました。
　これにより、一定の基準以上のエネルギーを使用している事業者に、管轄する経済産業局、事業所管省庁等に対する、届出・報告書・計画書の提出等が義務付けられました。（既に義務付けられている分野においては基準が厳しくなりました。）既に、関東経済産業局では事業者向けに研修会等が実施されていることから、第一業務部としても、関係省庁及び機関への情報収集等の対応を図ってまいります。
　下記の通り改正省エネ法等に関連する経済産業省ＨＰ等をご案内いたします。
記
●参考URL
　http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm（経済産業省HP）
　http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/panfu2.pdf（改正省エネ法概要）

横領容疑３件追送検　成年後見人で今市署など

　成年後見人の立場を利用して叔母の預金を着服したなどとされる事件で、県警捜査２課と今市署は23日、業務上横領の疑いで日光市生まれ、住所不定、無職庄司一久容疑者（64）＝同罪で公判中＝を追送検したと発表した。
　同課によると、県警は同日までに、最初の逮捕容疑も含め計４件、横領総額２６１４万２９６円を立件した。
　追送検容疑は、叔母で日光市、無職女性（89）＝今年１月に病死＝の成年後見人に選任された後の２００５年3月 25日、旧今市市内の郵便局で女性の長男（51）＝03年に病死＝の生命保険を請求し、計１５３２万２３０２円の支払いを受けて着服した疑い。保険金の受取人は女性になっていた。
　さらに07年3月14日、日光市内の金融機関で女性名義の普通預金口座から現金４００万円を払い戻して着服、07年4月9日から08年1月17日の間にも、同様に現金計３３０万円を着服した疑い。
　同課によると、庄司容疑者は調べに対し「（着服金は）知人に貸したり、車の購入費用として使った」などと供述、容疑を認めているという。
（下野新聞SOON　６月24日掲載）

市貝町芝ざくら公園

芳賀支部

警察署の管轄が違うことから、真岡市で事務所を営む私としては、同じ「芳賀郡」だと言われても、にわかに信じ難かったりする市貝町。

そんな市貝町に素敵な公園があるという情報をキャッチし、「市貝町芝ざくら公園」に行って来ました。
行ったのは、GW。
なので、この記事を見て、今すぐ行っても、きっともう、芝桜は咲いてないと思います。

さて、この日は、遠方に住む私の母や妹が栃木にやってくる、そして、妹が自然に触れたい、というので、なぜか真岡の井頭公園ではなく、市貝町に、はるばるやって来ました。
同じ芳賀郡なのに、何故はるばるかって？？
やっぱり、遠いから！！

住居表示がないためか、カーナビでは正確な位置を検索することができず、「栃木県市貝町塩田（とちぎけんいちかいまちしおだ）」又は「市貝町竹内（いちかいまちたけうち）」とカーナビに打ち込んで、大雑把に目的地を目指す必要があります。
とりあえず、県道６４号線を走っていれば、看板があるようですが、方向音痴の私はきちんと着くのか心配です。

しかし。

それほど近くもないのに、こんな山奥で、この渋滞ありえなくない？？　という渋滞に遭遇。

みなさん、行先は同じなのね、と思い、素直に渋滞に巻き込まれることに。

幸い、私の母、妹二人、娘たちは、後部座席で、なぞなぞやしりとりなどを楽しんでいたので、渋滞そのものは苦になりませんでした。
こういう時、いつもキレ気味になる嫁も、助手席で穏やかな様子。

そうして、やっと到着したかと思うと、実はそこは第二駐車場。

公園そばの駐車場はいっぱいなので、ここからバスでピストン輸送しているようです。

いざ、芝ざくら公園に到着してみると。
ものすごい見晴らしです！
高いところから、低いところに向かって、一面の芝桜、周りには山が連なり、そして素晴らしい青空。
自然の織り成す色彩と、雄大さ。正直、しばらく、忘れていたものを思い出した気持ちです。
しかも隣には、湖があり、鯉のぼりが泳いでいます。

露店も出ていて、とちおとめ使用なのか、イチゴ味のソフトクリームも売られており、このソフトクリームの美味しいことといったら。

フルーツソフトクリームにありがちな、シャーベット感あふれる溶けやすさはなく、なめらかでありながら、イチゴ感たっぷり。

ひとしきり、自然を満喫した後は、やはり、子供（私の娘）は、文明的なものを好むところがあり、ここから、ちょっとだけ遠いけど、とちのきファミリーランドに向かうのでした。

（支局長　柳 知明）

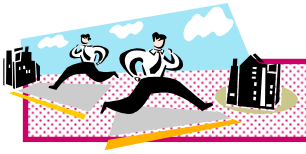

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

栃木運輸支局の前、鈴木利子会員を訪問しました。ドアをあけると、なつかしい蚊取り線香の香りと笑顔の美しい姉妹に歓迎されました。

氏　　名　鈴木　利子（すずき　としこ）
事務所所在地　宇都宮市大塚町１２－２１
入　　会　平成４年１月６日

○　業務は自動車の登録が主ですか？
「場所柄、自動車の登録です。元々、父が行政書士でしたから手伝っていました。
　平成３年に父が亡くなって、私があとを継いだ訳です。父の代からのお客様も多いです」

○　行政書士についてどう考えますか？
　「２０歳代の頃は、地味な仕事というイメージで、どちらかと言うと好きではありませんでした。でも、今は良い仕事だと思っています。そのように導いてくれた父に感謝しています」

○　変化があったのですね？
　「父の隣で姉と共に仕事を覚え、この事務所で子供に乳を与え、育てあげてしまいました。また、時間内（８：３０～１６：００）に仕事を終えることができますし、力仕事でもないですし。それに自動車の登録を通して、世の中の変化がわかるようです。面白いですね。こんなことから、行政書士を続けていられることが、ありがたいと思うようになりました」

○お姉様とご一緒に働けて幸せですね？
　「はい、ありがたいことです。私自身は社交的でもないし、お客様に対面する仕事が本当に合っているか、今もわかりません。ですから姉には助けられています。それと私たちは、時代について行くのが難しいところです。コンピュータには、歯がたたないというか・・・」

○今後については何か考えていますか？
　「それですよね！（笑）　いつまでこの仕事をやっていられるかが気になります。
　趣味というか・・・主人と秘湯めぐり・酒蔵めぐりが楽しいので、体力・気力ともに余力のあるうちに引退して第三の人生を謳歌したいですね」

　日頃、町内が同じでよ～く知っていると思っていた間柄ですが、このたび改めて訪問しお話を伺うと、尚一層魅力的なお人柄を発見して嬉しくなりました。これからもどうぞお元気でご活躍を祈っています。

（広報部　山本昭子）

宮崎県口蹄疫被害に対する義援金
ご協力ありがとうございました

　本誌６月号でお願いをした宮崎県への義援金は、２６，６８９円集まりました。
　日行連を経由して、宮崎県へ届けられます。

事務局より　夏期休暇のお知らせ

　８月１６日（月）は夏季休暇のため事務局は閉局となります。
　ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

支 局 情 報

【那　須】

那須支部研修会開催

６月２５日（金）午後２時から、西那須野公民館において、平成２２年度那須支部第１回目の研修会が開催されました。

今回の研修会は、通常の研修会形式と座談会形式の２部構成で行われました。第１部の研修会では、「相続関係業務の事例」というテーマで、講師を栗林康二会員にお願いし、相続の基本である手続きの流れをお話しいただいた後に、栗林会員が実際に経験された相続関係業務の中から、４つの事例を挙げていただきました。基本的な相続のケースから、代襲相続・相続財産に公衆道路や未登記の建物が含まれているケースまで事例毎にその相続業務のポイントや注意が必要な点等を具体的にご説明いただきました。また、栗林会員が作成・利用されている、添付書類のチェックリストも兼ねた工程表もご紹介下さったため、各会員も自身のチェック方法と重ね合わせて考える機会になったのではないでしょうか。

相続業務はあまりに幅広く、その案件毎に様々な問題や疑問が生じますが、事前に相続案件を想定しておくことは困難です。そのため、今回のような研修会でより多くの事例に接し、知識を増やしていくことは、各会員の今後の柔軟な相続業務の対応に繋がっていくことでしょう。

第２部の座談会形式では、テーマを絞らず、業務を行っている中で抱えている疑問等について、話合われました。行政書士が取り扱う業務に関しては、毎回型通りに処理できるものばかりではなく、依頼者の希望や状況等、ケース毎に異なることも多いため、疑問に感じることも異なってくるでしょう。経験の浅い会員にとっては特に、疑問等は多いのではないでしょうか。また、普段は他の会員と接する機会等も多くはないため、疑問等について質問し、経験や知識のある会員から答えてもらうことができるという今回の座談会は、大変貴重な機会であり、会員同士の良い刺激にもなったことでしょう。

（支局長　冨田倫子）

自動車車庫証明申請センター運営協議会 定期総会開催

６月２６日（土）、ＪＲ宇都宮駅前のチサンホテルにおいて、自動車車庫証明申請センター運営協議会の定期総会が開催されました。福田勝守今市センター長の開会の言葉で始まり、宮嶋幸雄会長の挨拶の後、栃木県行政書士会住吉和夫会長と佐野自動車登録代行センター鈴木康夫センター長からご祝辞をいただきました。

議事には、県内各センターに在籍する会員３３名（委任状出席３７名）が出席し、前年度事業報告及び決算・今年度事業計画及び予算について審議され、滞りなく承認可決されました。

平山猛黒磯センター長が閉会を宣し総会は終了しました。

この後、懇親会が開催され、普段なかなか会えない会員間の親睦を深め、和やかな時間を過ごした後、散会しました。

（運協副会長　小林幸雄）

私の住んでいる那珂川町の月刊広報誌は、「広報なかがわ」といい、希望者だけですが前月ぐらいに生まれた赤ちゃんの名前が掲載される「うぶごえ」欄があります。

最近のお父さんお母さんのつける赤ちゃんの名前はかなり難解で、漢字だと全く読めない名前が数多くあります。ふりがながついていてなんとか読めるというものが多く、こんな読み方もするのかー、と感心してしまいます。

蒼楽（そら）、莉央（りお）、旺雅（おうが）、奏桜（そら）、逸絆（いつき）、仁宗（じんしゅう）、虎雅（たいが）、藍琉（あいる）などカッコいい名前を付けてもらってうらやましい限りです。

私の「久夫」などという名前はありふれていて、私が婿養子として行った先の義父の弟に同じ「長谷川久夫」がいて、話がややこしくなったりします。でも、そんな平凡な名前はここ二十年以上も赤ちゃんにつけられてあるのを見たことがありません。

「うぶごえ」の下段には「おくやみ」欄があり、やはり前月ぐらいに亡くなった方の名前が掲載されています。八十歳以上のかたの名前をみると女性は、「タケ」、「ハル」、「ウメ」、「キヨ」、「モト」、「サト」などカタカナの名前が目立ちます。このような名前はシンプルですが、「タケちゃん」などと聞くと、若かった時はもちろん、歳を重ねてもかわいいおばあちゃんだったろうなと想像します。尊い命を授かって、やっと生まれてくるわが子に、健やかにたくましく、そして大きな人になってくれるように希望を託して一生懸命に考えて命名するのは、今も昔も変わらないでしょう。

馬頭町と小川町が合併した時の平成十七年十月「広報なかがわ」の創刊号には、合併時の人口が、２０５１７人とあり、今年六月号は１９２９９人で、４年８カ月で１２００人も減少しています。今年二月号の「うぶごえ」は３人で、「おくやみ」は３７人でした。

生まれてくる子供は少なく、成長すると近くに職場がないので町を離れてしまう。那珂川町ばかりでなく人口減少が進行する中山間地帯の状況を心配するばかりです。

（塩那支部支局長　長谷川久夫）

総務部よりお知らせ

～行政書士法制定６０周年記念誌～　一口コメント募集

平成２３年２月２２日、行政書士法制定６０周年を迎えます
記念事業の一環として、これまでの１０年の行政書士会の歩みをまとめた記念誌を発行いたします。
会員のみなさまの「一口コメント」を掲載いたしますので、是非ご参加ください。

1. 募集内容　１００文字以内の文章（テーマは自由）および顔写真
※原稿、写真の返却はいたしません。ご了承ください。
※写真がない場合は、文章のみの掲載といたします。

2. 送付方法　下記のいずれかの方法で「栃木県行政書士会　事務局あて」にお送り下さい。
《郵　送》　〒321-0046　宇都宮市西一の沢町 1-22
《ＦＡＸ》　０２８－６３５－１４１０
《メール》　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

3. 締 切 日　平成２２年９月１５日（水）

釣紀行２１

「ゴォーーーー！」というジェット機のエンジン音らしき爆音が、春緑のせせらぎの中で、１年ぶりで今年初めて東北遠征の渓流釣りをいそしんでいる我々の頭上を、川の上流の方から私に向って約１０秒位聞こえてきた。

「ヤバイ」一瞬飛行機でも落ちてくるのかと思い、木々の間から空を見た瞬間、「バサッ！バサッ！」と周囲の木々が揺れ始め、間髪をいれず私がのっていた２m程の石が「ゴロッ！ゴロッ！」と揺れ動いた。当然周りの木々や石も同じように「バサッ！バサッ！ゴロッ！ゴロッ！」と揺れ動いている。枯れ木が落ち、時々立ち枯れた木も「バサンッ！」と倒れた。

「地震だ、デカイ！」と数m先の相方のＦ氏と声を交わしながら数分間もじっとしていたろうか。運よく我々の入渓した沢は、ほぼ上流に向って平坦なところが多く、急斜面のガレ場や切り立った山もなく、古木が多い落葉樹が密集している場所で、地すべりや落石の心配はないところであったのが幸いだったのだろう。

時計を見ると８時４５分、平成２０年６月１４日（土）の岩手・宮城内陸地震であった。

大きな揺れが終り、周囲は元通りに静寂さを取り戻し、何もなかったかのように川の水は上流から下流に流れている。「こりゃあ、魚はみんな石の下に潜って隠れてしまい釣りにならないぞ」と、釣にギンギラギンで頭が一杯の２人。宿に帰って暇つぶしに何をするかな。まてよ、山道に落石や、道路が陥没して車が走れなかったらどうするとＦ氏としばし歓談するも、どっちみちもう結論は出ているので慌ててみてもしょうがない、魚が掛かるかどうかやってみようと前向き？な２人。上流に向って釣り始めたがなんと驚いたことに魚は釣れる。エエー、あんなに川も隠れる石も揺れていたのに、魚は何もなかったように呑気に餌を食ってくる。自然の素晴らしさに感動したまま呑気な我々も釣りを続けた。

途中食事休憩も挟んでも相変わらず魚は掛かっていたが、ついに魚止めの滝に着いたのが午後３時前。普通はもう一本の沢に入るのだが、ここで宿までの帰りに車が通る道路が心配になってきた２人、今日は釣りを早めに切り上げることに決定した。

車まで歩いて戻ったが途中特に何もなかった。帰り支度を整えると、宿に向って車で山道を戻り始めたが、途中落石・倒木など多少はあったものの、人的に処理できる範囲であった。道路の陥没に注意しながら、人家が見える所までスムーズにたどり着き、県道に出てからも家の倒壊等は見られなく何もなかったようだった。

Ｆ氏の携帯電話が通じる場所までくると、奥さんからメールが届いていた。岩手で釣りをしている２人連れが地震で起きた山崩れで土砂に埋まって現在行方不明？と、それをテレビで見たＦ氏の奥さん頭が真っ白になり、あわてて携帯で何回電話をしても通じない。通じないということはやはり埋まってしまったのは家の亭主とばかり、パニくってしまった。すぐに電話で２人が安全であることを知らせ宿に着いたが、Ｆ氏の奥さんの電話で宿は大騒ぎになっていた。日頃から早朝から暗くなってもすぐに帰ってこないやりたい放題の我々の我が儘ぶりに慣れている宿の人達は、安全を確認した途端当然のようにすぐに普通に戻ったのは言うまでもない。

大体、渓流釣りに行くときはどの川に入るなどと言っていくことはないし、当然携帯電話が通じないところに行くのが当たり前になっている我々だが、今回は考えさせられる出来事であった。南無観世音菩薩・・・・

（木子　岩魚）

財務経理部よりお知らせ　　頒布品販売の変更について

パソコンでの書類作成が主流となり、インターネットよりダウンロードできる書式が増え、販売数も減少していることから、頒布品の販売について、一部見直しを行いました。

平成 22 年 7 月 1 日より、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いします。

◇今後も販売する物品◇

頒布品一覧	売　価
領収書	400
戸籍等請求用紙	800
事件簿	800
預り証	450
委任状	500
行政書士バッチ（ネジ式）（タイタック式）	2,600
補助者バッチ　（ネジ式）（タイタック式）	1,050
行政書士会名入りうちわ＜デザイン　イルカ＞（１本１００円）	100
アドちゃんクリアファイル　（１枚８０円）	80
アドちゃんパンフレット　（１セット５０枚）　＊１	750

＊１　近日中に新デザインのパンフレットを作成予定です。それに伴い、売価が変更になる事もあります。

◇在庫終了次第販売終了◇

頒布品一覧		在庫状況		売　価
		新様式	旧様式	
＊２	農地法４条許可申請書（県）（委任市）	×	○	1,100
	〃　５条許可申請書（県）（委任市）	×	○	1,100
	〃　４・５条その２			700
	〃　３条許可申請書（その１）	○	×	900
	〃　３条許可申請書（その２・その３）	○	×	900
	〃　４条意見書	×	○	800
	〃　５条意見書	×	○	800
	〃　４条届出書	○	×	900
	〃　５条届出書	○	×	900
	〃　１の欄（氏名等）	×	○	1,100
	〃　２の欄（土　地）	×	○	1,100
＊３	道路位置申請用紙（正・副）（県用）（宇都宮市用）			20
	〃　図面　（県用）（宇都宮市用）			210
	設計図（写）　Ａ３，Ａ４			20
	公　図（写）　Ａ３，Ａ４			20

＊２　販売終了後も下記で購入することができます。

栃木県農業会議
宇都宮市一の沢 2－2－13　とちぎアグリプラザ２階　TEL 028-648-7270

＊３　販売終了後も下記で購入することができます。

(社)栃木県建築士会
宇都宮市簗瀬町 1958-1　栃木県建設産業会館１階　TEL 028-639-3150

◇販売終了◇

建設業許可申請用紙各種	栃木県のホームページ（県土整備部管理課）より ダウンロードできます。
経営事項審査申請用紙各種	

研修詳細

行政書士基礎講座　第５回

業務研修部主催

○ 開催日時
　平成 22 年 8 月 17 日（火）13：30～
○ 開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○ 研修項目および講師
　「はじめての会計記帳業務」（行政書士　堀越　功）
○ 受講料
　無料

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成 PG　家族法分野研修①

業務開発部主催

○開催日時
　平成 22 年 8 月 27 日（金）13：30～17：00
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修項目および講師
　「親族法概説 1」（行政書士　久我臣仁）
　主に婚姻関係の法律分野です。
○受講料
　無料

※ＡＤＲ調停人養成ＰＧ基礎編を受講していない方も参加できます。

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成 PG 基礎編　第３回

業務開発部主催

○開催日時
　平成 22 年 8 月 28 日（土）10：00～17：00
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修項目および講師
　「調停人養成講座 PG 基礎編③」メディエーション研修（茨城会理事 2 名、栃木会理事）
○受講料
　無料

研修詳細

登記事項のオンライン請求

ＩＣＴ特別委員会主催

○開催日時
平成 22 年 8 月 30 日（月）13：30～
※平成 22 年度研修会日程表（行政とちぎ6月号 P.18）から日程が変更になりました。
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修項目および講師
「不動産登記・商業登記に係る登記事項証明書のオンライン請求について」
（行政書士　稲葉昌俊）
○受講料
500 円

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食
8/17	行政書士基礎講座　第５回 「はじめての会計記帳業務」	無料	8/12		—	—
8/27	ＡＤＲ調停人養成 PG 家族法分野研修①	無料	8/25		—	—
8/28	ＡＤＲ調停人養成 PG 基礎編 第３回	無料	8/26		—	—
8/30	登記事項証明書のオンライン請求	500 円	8/26		—	—

支部名		氏　名	

※研修会を受講される皆様へ

栃木県行政書士会館にて実施される研修会に車で来館される場合、会館の南（約 150m）に当会専用駐車場がございます（看板有）。
受講の際はこちらの専用駐車場をご利用ください。

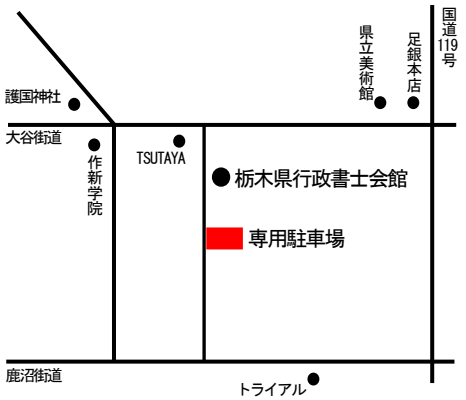

日行連定期総会開催

去る６月１７、１８日の２日間、岡山県岡山市の岡山プラザホテル「鶴鳴の間」会場にて開催されました。

この総会には、栃木会から代議員として住吉会長の他５副会長が出席しました。

会議に先立ち、平成２２年度行政書士法制定６０周年総務大臣表彰・日本行政書士会連合会会長表彰があり、総務大臣表彰には、本会関係では、篠﨑光一郎会員（塩那支部）、牧野稔会員（足利支部）、小室明男会員（宇都宮支部）、篠原雅典会員（那須支部）の４名が受賞されました。

長年にわたり当行政書士会の発展にご尽力された事に感謝を申し上げますと共に、心からお祝い申し上げます。

会議に移り、総会成立宣言、議長・副議長の選任、議事録署名人の指名、議事運営委員会の報告等があり議案審議に入りました。

提出された議案は次の通り。

第１号議案　平成２１年度事業報告
第２号議案　平成２１年度決算報告　決算報告書　監査報告書
第３号議案　平成２２年度事業計画（案）
第４号議案　成年後見に係る一般社団法人を設立する件（案）
第５号議案　平成２２年度予算（案）平成２２年度予算書（案）
第６号議案　日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）
第７号議案　日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正（案）

議事の運営で、議案等は事前配布済なので、各自の提出質問書により執行部の答弁より入る事になりました。

質問件数

第１、２号議案：４０件　第３号議案：６５件
第４号議案：１１件　第５号議案：１２件
第７号議案：１件　総計：１２９件

質問内容

第１、２号議案関係、業務全般に成りますが、官民からの業務委託　成年後見賠償責任保険　申請取次行政書士管理委員会関連　ＡＤＲ認証取得関連など。

第３号議案関係、行政書士法関連　弁護士法との問題点　各許認可業務の確保　行政書士法制定６０周年記念事業について等。

各議案等再質問も有りましたが、承認可決されました。厳しい社会環境で、会員各位の現状維持が何処まで達成出切るかが問題とみている状況です。

（広報担当　押野　佑）

栃木県行政書士会

平成２２年度第２回理事会開催

６月４日（金）行政書士会館にて第２回理事会が開催された。５月１８日の総会後初めての理事会である。

審議に先立ち、空席となっていた業務開発部の部長として同部員の土方美代会員に、また足利支部選出の理事補充として倉持友弘会員に、それぞれ辞令が交付された。

○議案第１号　平成２２年度事業の具体的推進について

各部会とも活動２年目とあって、要領を得た事業推進計画が説明され、拍手多数で承認された。

制度６０周年事業については実施方法・時期・会場規模・ＰＲ方法など具体的な討議がされた。

支部長との意見交換会として、総務部担当にて「支部長会」を設立することとなった。

（広報部　関比佐江）

総務大臣表彰受賞おめでとうございます

行政書士としての永年の功績が称えられ、栃木会から４名が受賞しました。
平成２２年６月１７日に日行連総会会場にて表彰状授与式が行われました。

◎篠﨑光一郎（塩那支部）
昭和５４年入会
副会長３期・理事４期

◎牧野　　稔（足利支部）
昭和５４年入会
理事９期

◎小室　明男（宇都宮支部）
昭和５４年入会
理事７期

◎篠原　雅典（那須支部）
昭和５５年入会
理事５期

平成 22 年度　総務大臣表彰表彰状授与式
2010.6.17　日本行政書士会連合会　於．岡山プラザホテル

小室明男会員の祝賀会が宇都宮支部発起人会主催で開催されます。ご都合のつく方はご参加ください。
＊日時　平成２２年８月２８日（土）１８：００～　　＊場所　ニューイタヤ
＊会費　１０，０００円　＊問合せＴＥＬ　０９０－３０８８－６８１５(発起人会代表：小林幸雄)

関東地方協議会会長会開催

平成２２年６月９日（水）、品川プリンスホテルで平成２２年度第１回日行連関東地方協議会会長会が開催された。
今年度は下記の体制で事業を行うことを確認し、千葉会から茨城会へ担当会の引き継ぎを行った。

◎平成２２年度役員
会　長　國井　　豊（茨城会会長）
副会長　住吉　和夫（栃木会会長）
副会長　高玉　功稔（埼玉会会長）
監　事　木村　隆志（群馬会会長）
監　事　竹内波美男（長野会会長）

◎事業内容
１．会長会の開催（年３回）
２．日行連と関地協との連絡協議会の開催
　茨城県大洗町で開催予定
３．担当者会議の開催（年１回）
　業務４部門の会議を開催する

（会長　住吉和夫）

政連だより

平成２２年度第２回幹事会開催

６月４日（金）行政書士会館にて第２回幹事会が開催された。来賓の山ノ井一男西方町議会議員のご挨拶の後、堀越功幹事より日政連の近況が報告された。

○議案第１号　平成２２年度運動計画の推進について
○議案第２号　第２２回参議院議員通常選挙の対応について

青木勇夫担当副会長より説明がなされ、拍手多数で承認された。

（広報部　関比佐江）

募 集

下野新聞に会員名簿広告を掲載します

※デザインは未定です。

掲載イメージ（実際と異なる場合があります）

行政　アド　宇都宮市西一の沢町 ☎028−635−1411

栃木県行政書士会では、行政書士制度６０周年記念事業の一環として、「あなたの身近な相談相手行政書士」をＰＲするため、会員名（または事務所名）、事務所所在地、電話番号を掲載し、会員数の多さと新聞掲載による信頼性を訴求する予定です（掲載時期９月下旬～１０月上旬）。

この広告に掲載を希望される会員の方は、行政とちぎ（平成２２年６月号）同封の振込用紙に必要事項を記入の上、広告料を郵便局よりお支払いください。

※振込用紙をお持ちでない場合は、事務局までお問い合わせください。

・申込締切：平成２２年７月３０日（金）

・広 告 料：１万円

○会員名か事務所名のいずれか希望される方の掲載となります。
※選択されていない場合、会員名での掲載となります。

○掲載内容（会員名／事務所名・事務所所在地・電話番号）は、栃木県行政書士会会員名簿（平成２１年１０月１５日現在）の内容となります。なお、同名簿発行後に入会された場合及び事務所名等を変更された場合は、日行連に登録された内容での掲載となります。

○ 一会員（一事務所）あたりの掲載スペースは同一のため、文字数が多い場合は文字サイズが小さくなります。

○ 複数スペースの申込はできません。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 22 年 6 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	足　利 岩本　正代	H22.6.1	326-0011	足利市大沼田町 1070 - 13	0284-91-1946	
	宇 都 宮 渡辺　安則	H22.6.1	321-0102	宇都宮市江曽島町 1327-11 南宇都宮ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ 103 号室	028-678-4362	
	那　須 豊田　近弘	H22.6.1	329-2711	那須塩原市石林 910 - 15	0287-37-2047	
	宇 都 宮 黒後　和男	H22.6.1	320-0864	宇都宮市住吉町 19-14	028-636-6622	
	佐　野 坂本　達也	H22.6.1	327-0844	佐野市富岡町 624 - 1	0283-23-6321	
	宇 都 宮 髙山由紀夫	H22.6.1	320-0864	宇都宮市住吉町 19-14	028-636-6622	

【退　会】　戸叶久雄会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
佐　野	戸叶　久雄	H22.5.24	死　亡				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
小　山	細野　大樹	Ｔ　Ｅ　Ｌ	0285-32-6546
小　山	山根　輝雄	Ｔ　Ｅ　Ｌ	0285-21-5002

事務局よりお知らせ

会費の納入について

７月は会費（第２期）の納入月です。
口座引落の方は残高不足にご注意下さい。
T-NET 申込用紙をご提出された方で５月末日を過ぎた方（訂正による再提出を含む）は、今回 T-NET 経由の引き落としにはなりません事をご了承下さい。
次回からは T-NET 経由になります。

口座引落日
T-NET 経由の方　　７月 27 日(火)
T-NET 申込をしていない方　７月 26 日(月)

なお、T-NET 経由による口座引落の申込は随時受け付けております。
詳しくは事務局まで。TEL 028-635-1411

編集後記

定期総会が無事終了し、各部会の事業と予算が承認されました。やっと何とか任期の一年が終わったかと思う間もなく、新年度がスタートです。
また新たな事業に取り組んでいくことは大変なことですが、広報部一丸となって「皆様に愛される紙面づくり」そして「行政書士会の発展に繋がる広報」への意欲を胸に、楽しみながら部会運営が出来ますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。
（広報部長　関　比佐江）

行政とちぎ７月号 No.403

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

表紙写真：広報部　関 比佐江

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2010.7
平成22年7月15日発行　第403号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

暮らしの困りごと
行政書士に聞いてみよう!

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（丸くいく）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん